

第659号

平成29年3月24日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規程の改正について

次の規程について添付の通り平成29年4月1日付で改定いたしますので、
公告します。

改正する規程 : 年輪健診規程
健康診査等補助金支給規程

以 上

・健康診査等補助金支給規程

新旧条文対照表

新	旧
第2条 (1) <u>生活習慣病健診並びに人間ドック</u>	第2条 (1) 人間ドック
第3条 (1) <u>生活習慣病健診並びに人間ドック</u>	第3条 (1) 人間ドック
第4条 <u>生活習慣病健診並びに人間ドックの利用方法および補助金は次の通りとする。</u> (1) 健診機関 1.組合が委託した株式会社イーウェルと契約した健診機関。 限度額: 3万5千円、婦人科健診受診者4万5千円 (2) 検査項目 組合が株式会社イーウェルと契約した基準検査項目を基本健診とし、次の項目を追加する。 1.C型肝炎検査、(組合が指定する年齢) 4.胃カメラへの振替 (3) 費用の負担 2.上記に拘わらず(1)2に該当するものは、本人が健診機関で支払い「 <u>健診補助金請求書</u> 」に領収書と健診結果を添付して組合に申請する。 (4) 利用方法 受診を希望する被保険者は人間ドックの受信日が決定次第、事前に「 <u>受診券発行依頼書</u> 」を株式会社イーウェルに送付し「 <u>受診券</u> 」の交付を受け、受診日に健診機関窓口に「 <u>受診券</u> 」を提出し健診を受ける。	第4条 <u>人間ドックの利用方法および補助金は次の通りとする。</u> (1) 健診機関 1.組合が契約した健診機関、又は健康保険組合連合会と日本病院会等との契約で指定された健診機関。 2.限度額: 5万5千円、婦人科健診受診者6万5千円 (2) 検査項目 組合が契約した項目、又は健康保険組合連合会と日本病院会等が契約している基準検査項目を基本健診とし、次の項目を追加する。 1.C型肝炎検査、過去に検査をしていない場合 (3) 費用の負担 2.上記に拘わらず(1)2に該当するものは、本人が健診機関で支払い「 <u>人間ドック補助金請求書</u> 」に領収書を添付して組合に申請する。 (4) 利用方法 受診を希望する被保険者は人間ドックの受信日が決定次第、事前に「 <u>人間ドック利用申込書</u> 」に負担金を添えて組合に提出し「 <u>利用券</u> 」の交付を受け、受診日に健診機関窓口に「 <u>利用券</u> 」を提出し健診を受ける。

平成29年4月1日より施行する。

・年輪健診規程

・人間ドック年輪健診規程の変更について

平成29年4月より、上記の内容と補助金額を見直し変更を行うものです。

新旧条文対照表

新	旧
年輪健診規程	人間ドック年輪健診規程
第3条 この規程は、長瀬産業健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者の生活習慣病予防のため、事業所と共同して健康診断を40歳以降5年ごとに行い(以下「年輪健診」という)健康管理と予防に資することを目的とする。	第1条 この規程は、長瀬産業健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者の生活習慣病予防のため、事業所と共同して人間ドックによる健診を40歳以降5年ごとに行い(以下「年輪健診」という)健康管理と予防に資することを目的とする。
第4条 組合が委託した株式会社イーウェルが契約した健診機関。 2.限度額:3万5千円、婦人科健診受診者4万5千円	第4条 年輪健診の組合または事業所が契約した健診機関、および健康保険組合連合会と日本病院会等との契約で指定された健診機関。 2.限度額:5万5千円、婦人科健診受診者6万5千円
第5条 (2)検査項目 組合が株式会社イーウェルと契約した基準検査項目を基本健診とし、次の項目を追加する。 1.C型肝炎検査、(組合が指定する年齢) 4.胃カメラへの振替	第5条 (2)検査項目 組合が契約した項目、又は健康保険組合連合会と日本病院会等が契約している基準検査項目を基本健診とし、次の項目を追加する。 1.C型肝炎検査、過去に検査をしていない場合
第6条 費用の負担 2.第4条第2項に該当するものは、本人が健診機関で支払い「 <u>健診補助金請求書</u> 」に領収書と <u>健診結果</u> を添付して組合に申請する。	第6条 費用の負担 2.第4条第2項に該当するものは、本人が健診機関で支払い「 <u>年輪健診補助金申請書</u> 」に領収書を添付して組合に申請する。
平成29年4月1日より施行する。	